

■通関士試験問題解説集（平成29年度版）

下記の通り訂正し、お詫び申し上げます。

該当箇所等	【正】(変更後)	【誤】(変更前)
問題編 P.325 [53] 関税法第80条～第88条（収容及び留置） 1 <5>	<5> <u>収容された貨物が最初に収容された日から4月を経過してなお収容されているときは、税関長は、公告した後当該貨物を公売に付することができる。</u> (16)	<5> <u>収容された貨物についてその解除を受けようとする者は、収容に要した費用及び収容課金を税関に納付して税関長の承認を受けなければならない。</u> (16)
解答編 P.189 [25] 関税法第37条～第41条の3（指定保税地域） 【指定保税地域の指定、取消し、処分等】 <2>	≪第38条第1項 <u>第3号、同項ただし書</u> ≫	≪第38条第1項 <u>第1号</u> ≫
解答編 P.276 [4] 関税暫定措置法第8条の2、第8条の5 【第8条の2（特惠対象国、特惠税率、特惠対象品目等）、第8条の5関係】 <1><2>	<1> = <u>×</u> 我が国と東南アジア諸国連合構成国との… ≪同施行令第25条第2項第8号≫ <2> = <u>×</u> 特別特惠受益国を原産地とする… ≪同法第8条の2第3項、同法別表第5≫	<1> = <u>○</u> 我が国と東南アジア諸国連合構成国との… ≪同施行令第25条第2項第8号≫ <2> = <u>○</u> 特別特惠受益国を原産地とする… ≪同法第8条の2第3項、同法別表第5≫